別表1. ディスカッション項目

1. 一般健康診断の“有所見”と聞いて、どのような概念をイメージされますか？
2. 一般健康診断の事後措置において、事業者として/産業保健スタッフとして、何らかのアクションを起こす基準にはどのような概念がありますか？
3. 一般健康診断における「医師の指示人数」が指す“医師の指示”について、どのような概念をイメージされますか？
4. 一般定期健康診断に関して、先生方の企業・担当事業場で、実際に労働基準監督署（以下労基署）へ提出している「有所見(所見のあつた者)」および「医師の指示人数」の“医師の指示”と、①の“有所見”、③の“医師の指示”の概念はそれぞれ同じですか？
5. 一般定期健康診断の報告に関して、“有所見”と“医師の指示”の定義を明示するとした場合、どのような定義が妥当と思われますか？
6. 一般定期健康診断の結果の労基署への報告は、どのような項目を報告することがよいと思われますか？